

令和4年3月定例会・原案可決・全会一致

議会案第15号

郡山市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年3月17日

提出者

郡山市議会議会運営委員会委員長 佐藤徹哉

郡山市議会委員会条例の一部を改正する条例

郡山市議会委員会条例（平成14年郡山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第12条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため欠席するときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第12条 委員は、<u>疾病その他の事故</u>のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため欠席するときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。